

有給休暇条約

(ILO第132号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1970年ILO（国際労働機関）第54回総会で採択された。2009年4月現在の批准国数は35カ国である。

2. 条約の概要

本条約は、年次有給休暇は最低6カ月の勤務期間を条件として1年につき3労働週以上すべきこと、年次有給休暇の分割された部分の1つは、少なくとも中断されない2労働週からなるものとするべきこと等を規定するものである。